

一関市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領新旧対照表

改正前					改正後				
<p>第1～第2 [略] (最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、<u>地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則 (平成29年3月23日改正) この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p>					<p>第1～第2 [略] (最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、<u>測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。</u></p>				
別表 (第3関係)					別表 (第3関係)				
業種区分	1	2	3	4	業種区分	1	2	3	4
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	建築関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係	直接人件費	直接経費の	その他原価	一般管理費	土木関係	直接人件費	直接経費の	その他原価	一般管理費

改正前					改正後				
建設コンサルタン ト業務	の額	額	の額に10分 の9を乗じ て得た額	等の額に10 分の4.8を 乗じて得た 額	建設コンサル タン ト業務	の額	額	の額に10分 の9を乗じ て得た額	等の額に10 分の4.8を 乗じて得た 額
地質調査 業務	直接調査費 の額	間接調査費 の額に10分 の9を乗じ て得た額	解析等調査 業務費の額 に10分の8 を乗じて得 た額	諸経費の額 に10分の 4.5を乗じ て得た額	地質調査 業務	直接人件費 の額	間接調査費 の額に10分 の9を乗じ て得た額	解析等調査 業務費の額 に10分の8 を乗じて得 た額	諸経費の額 に10分の 4.8を乗じ て得た額
補償関係 コンサル タント業 務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に10分 の9を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.5を 乗じて得た 額	補償関係 コンサル タント業 務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に10分 の9を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.5を 乗じて得た 額
					<p>業務の性質上上記の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月23日改正） この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月3日改正） この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p>				
備考 改正部分は、下線の部分である。									